

議案第 30 号

桐生市手数料条例の一部を改正する条例案

桐生市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年 6 月 10 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

桐生市手数料条例の一部を改正する条例

桐生市手数料条例(平成12年桐生市条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表第3第2項、第3項、第6項、第7項及び第9項中「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同表第20項中「第53条第4項」の次に「又は第5項」を加え、同表第21項中「第53条第5項第3号」を「第53条第6項第3号」に改め、同表第80項中「第71項第2号ア」を「第74項第2号ア」に改め、同項を第83項とし、同表第79項中「第71項第2号ア」を「第74項第2号ア」に改め、同項を第82項とし、同表第78項中「第71項第2号ア」を「第74項第2号ア」に、「第71項第2号イ」を「第74項第2号イ」に改め、同項を第81項とし、同表第77項中「第75項」を「第78項」に、「第71項第2号ア」を「第74項第2号ア」に、「第71項第2号イ」を「第74項第2号イ」に改め、同項を第80項とし、同表第76項中「第69項」を「第72項」に、「第71項第2号ア」を「第74項第2号ア」に、「第71項第2号イ」を「第74項第2号イ」に改め、同項を第79項とし、同表第75項中「第70項」を「第73項」に改め、同項を第78項とし、同表第74項中「第69項」を「第72項」に改め、同項を第77項とし、同表第73項中「第71項第2号ア及びイ」を「第74項第2号ア及びイ」に改め、同項を第76項とし、同表第72項中「第70項第1号」を「第73項第1号」に、「第70項第2号」を「第73項第2号」に、「第71項第2号ア及びイ」を「第74項第2号ア及びイ」に改め、同項を第75項とし、同表第71項中「第69項」を「第72項」に改め、同項を第74項とし、第70項を第73項とし、第69項を第72項とし、同表第68項中「第66項第2号」を「第69項第2号」に改め、同項を第71項とし、同表第67項中「第65項第1号」を「第68項第1号」に、「第66項第2号」を「第69項第2号」に改め、同項を第70項とし、第63項から第66項までを3項ずつ繰り下げ、同表第62項中「第57項及び第58項」を「第60項及び第61項」に改め、同項を第65項とし、同表第61項中「第57項」を「第60項」に改め、同項を第64項とし、同表第60項中「第58項」を「第61項」に改め、同項を第63項とし、同表第59項中「第57項」を「第60項」に改め、同項を第62項とし、第58項を第61項とし、第57項を第60項とし、同表第56項の次に次の3項を加える。

57 建築基準法第87条の2第1項の規定による2以上の工事の全体計画に関する特例の認定の申請に対する審査	1件につき 27,000円
58 建築基準法第87条の3第5項の規定による建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する許可の申請に対する審査	1件につき 120,000円
59 建築基準法第87条の3第6項の規定による建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等として使	1件につき 120,000円

用する許可の申請に対する審査	
----------------	--

別表第3備考第3項中「第57項から第63項まで」を「第60項から第66項まで」に改め、同項第1号中「第59項から第62項まで」を「第62項から第65項まで」に改め、同項第2号中「第57項から第62項まで」を「第60項から第65項まで」に改め、同項第3号中「第57項から第61項まで」を「第60項から第64項まで」に改め、同表備考第4項中「第64項から第68項まで」を「第67項から第71項まで」に、「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同表備考第5項中「第69項から第73項まで」を「第72項から第76項まで」に、「第87条の2」を「第87条の4」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議 案 説 明

議案第 30 号 桐生市手数料条例の一部を改正する条例案

建築基準法の一部改正に伴い、既存建築物の工事の全体計画の認定の申請に係る手数料及び一時的に他の用途に変更して使用する建築物の許可の申請に係る手数料を定めるため、所要の改正を行おうとするものです。